



福岡医発第 2454 号(総)
平成 23 年 3 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

レセプトに関する医療機関並びに医療担当者による患者情報を含む
個人情報の取扱いについて（注意喚起）

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がまいりましたのでお知らせいたします。

さて、昨今のレセプトオンライン化により、レセプト情報を用いた様々な活用ができることとなっております。その利活用に関しては営利目的で利用される可能性があり、現在、レセプト情報等の提供に関しましては、厚生労働省の「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において、患者の個人情報の匿名化を厳密に行うことや、医療機関コードを原則提供しないこととして、法制化を含めた議論が行われております。

医療機関並びに医師に対しては各種規程があり、個人情報の保護に関する法律においては、第 23 条で第三者提供に関する規制、医師個人に対しては、刑法 134 条による秘密漏示への規程が存在し、これらは罰則を伴うものです。

このような流れのなか、個人情報の取り扱いに関しては、今以上に厳格な取扱がなされることは必至であります。

このように、医療機関にはレセプトの発出者としての責任・権限があり、本来レセプトは、医療機関から保険者からの請求書であり、安易に利活用するものではありません。患者と医療機関間での信頼関係を十分結んだうえで、営利目的ではなく、今後策定されるガイドライン等に則った形でのみ利活用すべきであります。

患者情報を含むレセプト情報などの個人情報の安易な取扱いは、大きな問題を孕むこととなりかねません。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了解いただくとともに、第三者に対しての利活用に際しましては、慎重且つ十分に対応して頂きます様、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

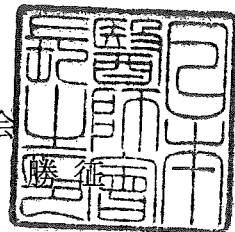
小郡三井医師会より

個人情報保護担当理事 福富稔明
医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

平成 23 年 3 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 原中



レセプトに関する医療機関並びに医療担当者による患者情報を含む個人情報
の取扱いについて (注意喚起)

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に際しまして一方ならぬご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今のレセプトのオンライン化においては、レセプト情報を用いたさまざまな活用ができることとなっております。

しかしながら、その利活用に関しては営利目的で利用される危険性があり、現在、レセプト情報等の提供に関しましては、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議(厚生労働省)」におけるレセプト情報・特定健診等情報データの提供に関する議論において、患者の個人情報の匿名化を厳密に行うことや、医療機関コードを原則提供しないこととして、法制化を含めた議論が行われております。

医療機関並びに医師に対しては各種の規定があり、個人情報の保護に関する法律においては、第23条で第三者提供に関する規制、医師個人に対しては、刑法第134条による秘密漏示への規定が存在します。これらは罰則を伴うものです。

このような流れのなか、個人情報の取り扱いに関しては、今以上に厳格な取り扱いがなされることは必至であります。

このように、医療機関にはレセプトの発出者としての責任・権限があります。

本来、レセプトは、医療機関から保険者に対しての請求書であり、安易に利活用するものではありません。患者と医療機関間での信頼関係を十分結んだうえで、営利目的ではなく、今後策定されるガイドライン等に則った形でのみ利活用すべきと考えます。

従いまして、患者情報を含むレセプト情報などの個人情報の安易な取り扱いは、大きな問題を孕むこととなりかねませんので、第三者に対しての利活用に際しましては、慎重且つ十分に対応するよう、貴会会員に対し注意喚起いただきますようお願い申し上げます。

敬具

